

No. 119

はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒170-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

2020年11月4日発行

自家用有償旅客運送 タクシー1/2超える対価可能に? 対価の取り扱いに関する通達改正 11月下旬施行予定

道路運送法施行規則の改正に伴い、関連する通知・通達についての一部改正が予定されています。一部改正となる通達等のうち、自家用有償旅客運送に特に関係するのが対価についての「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」です。

これまで自家用有償旅客運送の対価は地域のタクシー上限運賃の概ね2分の1以内が目安とされてきましたが、改正案には次のような記載があります。

…現行の対価の水準が当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であることとされていることについて、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える対価の設定ができることを明記することとする…（自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて改正案より）※注 下線は全腎協事務局にて追加

タクシー上限金額の1/2以内という設定は自家用有償旅客運送が非営利を前提にしており、営利を目的としていると認められない妥当な範囲がタクシー運賃の1/2以内であるという解釈に基づいています。しかし、左記の改正案を見ると、非営利性の根拠であったはずの“1/2以内”が事実上撤廃となるように読み取れます。

自家用有償旅客運送の対価がタクシー運賃の1/2以内であることが妥当か否かについては立場より様々な意見がありますが、全腎協では利用者としての透析患者の立場から、この改正が急激な利用者の自己負担増につながる危険性を指摘するとともに、同改正案に反対する意見を国土交通省に提出しました。一連の通達改正は、11月下旬に施行される予定です。

《トピックス》

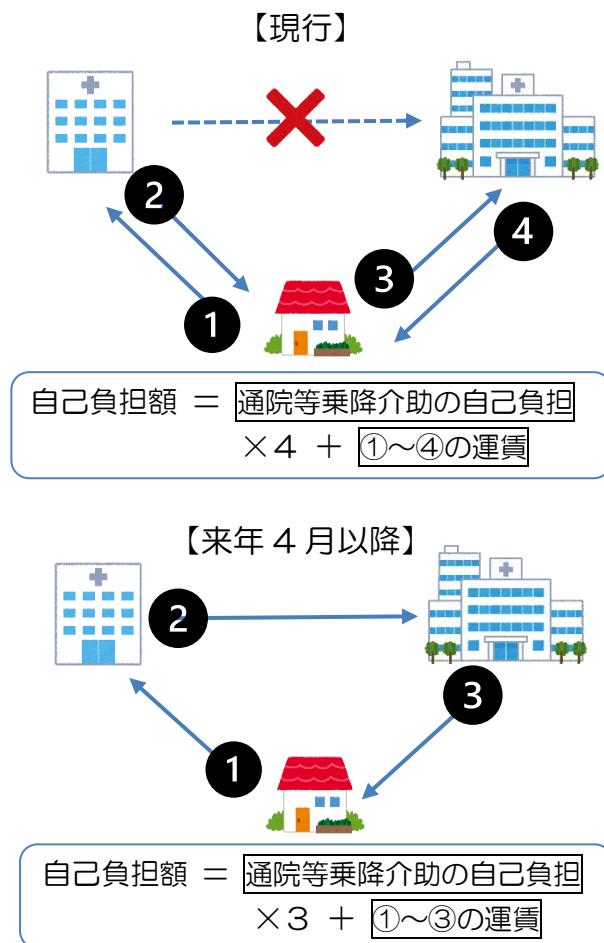
来年度 通院等乗降介助の対象拡大 発着点いずれかが居宅であれば対象

厚生労働省は来年4月の介護報酬改定で、訪問介護の通院等乗降介助の対象となるケースを拡大する方針を決定しました。

現在の通院等乗降介助の考え方は、出発地と到着地がともに利用者の住まいである必

要がありますが、来年度よりこのルールが緩和されます。利用者の住まいを出発または到着地とすることを前提に、病院から病院への移送やデイサービスから病院への移送なども通院等乗降介助の対象となるようになり、利用者の利便性が向上することが期待されます（下図参照）。

図：通院等乗降介助により一日に複数の病院に通院する場合



総合事業の見直しに関する省令改正 要介護認定後の継続利用が可能に

介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）を見直す改正省令が公布されました。現行のルールでは、要介護者（要介護1以上）は総合事業のサービスを利用できません。しかし、来年4月から、もともと総合事業のサービスを利用していた高齢者に限り、その人の介護度が上がり要介護者となった場合も市町村が必要性を認めれば、継続して同じ総合事業のサービスを利用できるようになります。ただし、総合事業を利用していない人が要介護者となった場合に新たに総合事業を利用することはできません。また、総合事業のサービス価格上限について、市町村がより柔軟に引き上げることができるようになります。

統一的なリコールステッカー廃止へ 11月1日以降のリコールから廃止

リコール改善措置済み車両に貼付している「統一的なリコールステッカー」が11月1日より廃止されます。これまで自動車メーカー各社ではリコール改善措置が実施済みであることを周知するために、該当する車両に統一的なリコールステッカーを貼付していました。しかしながら、インターネット等の発達によりリコール情報や改善措置の状況がメーカー各社のホームページから確認できるようになったため、メーカー各社はステッカー貼付の意義が薄れたことなどを理由にリコールステッカーの貼付を廃止することを決定したのです。

令和2年11月1日以降のリコールからステッカー貼付は廃止となります（令和2年10月31日までにリコールを届出した全ての案件も貼付を廃止）。ただし、各自動車メーカーが独自に設定したステッカーを貼付する場合があります。



統一的なリコールステッカー
(国土交通省 WEB ページより)

《事務局より》

■活動状況報告書の提出についてのお願い

送迎事業所の皆さんにはいつも通院介護支援事業「活動状況報告書」の提出にご協力いただきありがとうございます。新型コロナ感染防止対策など、本年はいつも以上にお忙しいことは存じますが、引き続き報告書の提出にご協力くださいますようお願いいたします。なお、事務局にはWord形式の活動状況報告書フォームがございますので、必要な方にはメールでお送りいたします。ご希望の事業所は、送迎担当までお申し出ください。